

取手地方公平委員会  
特 別 会 計

## 1 概要

公平委員会は、地方公務員法（以下「法」という。）第7条により、人口15万未満の市町村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置かなければならず、また、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体と共同して公平委員会を置くことができると定められている。これらの規定に基づき、当委員会は、昭和32年10月1日に共同設置された。

公平委員会の職務については、法第8条により、①職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。②職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。③職員の苦情を処理すること。④その他法律に基づきその権限に属せしめられた事務となっている。

公平委員会の委員については、法第9条の2により3人の委員をもって組織し、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

## 2 歳入予算

歳入予算額は749,000円で、内訳は、前年度繰越金748,000円及び諸収入1,000円である。

負担金は、取手地方公平委員会規約により関係団体が分担することとなっているが、新型コロナウイルス感染症の影響による総会の書面開催、研究会の中止等に伴い繰越金が発生している状況を踏まえ、令和5年度は負担金を徴収しないこととした。

## 3 歳出予算

歳出予算額は、749,000円である。

## 1 総務費

### 1 総務費 1 委員会費

[担当：監査委員事務局] P.197

7001 公平委員会事務に要する経費 245,000 円 (276,000 円)

[一財 245,000 円]

○ 内容

各公平委員会連合会への年会費負担金及び研究会等の参加旅費が主なものである。

[担当：監査委員事務局] P.197

7201 公平委員報酬等に要する経費 474,000 円 (436,000 円)

[一財 474,000 円]

○ 内容

委員 3 人分の報酬及び各公平委員会連合会研究会等の参加旅費が主な支出である。

報酬金額 362,000 円

委員長 9,000 円×14 日

委員 8,400 円×14 日×2 人